平成２４年（フ）第２８３１号
北海道石狩郡当別町美里505番地174
債務者　佐藤　智久
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８５４号
札幌市南区川沿６条４丁目３番６号　リヴィエール６・４―201号
債務者　杉澤ひとみ
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８７２号
北海道恵庭市幸町１丁目２番６号
債務者　宮川　早苗
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２号
札幌市白石区菊水１条４丁目１番39号　ピュアフィールド302号
債務者　梅木　郡司（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７号
北海道滝川市東町６丁目215番地５
債務者　齊藤　里佳（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
北海道歌志内市字中村58番地
債務者　加納　茂幸
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
群馬県高崎市高関町147番地　ＫＨドームＢ301号
債務者　安藤　妙子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８５３号
埼玉県所沢市有楽町５番11―506号　ワコーレトウカイマンション
債務者　小野寺ゆかり
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６２号
埼玉県入間市大字上藤沢381番地２　ヴィクトリー105
債務者　浅原　美香（旧姓碓井・矢津田）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６７号
埼玉県飯能市美杉台５丁目23番地１　グランドゥールＡ103
債務者　川那部梨奈
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７１１号
神奈川県平塚市大神2680番地の７
債務者　内田　雅也
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４１７号
新潟市秋葉区大関５番地
債務者　土田　　勝
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８８号
新潟市中央区女池３丁目13番13号　エーデルハウス女池Ⅰ203号、前住所新潟市中央区本馬越１丁目５番16号
債務者　亀崎　正洋
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４０号
新潟市西蒲区巻乙1806番地２　杉山征二方、住民票上の住所新潟市西蒲区巻乙1870番地３
債務者　杉山　　猛
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４５号
新潟市西区五十嵐三の町北５番18号、前住所新潟市西区寺尾西３丁目５番７号５
債務者　大橋　清治
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４６号
新潟市西区五十嵐三の町北５番18号、前住所新潟市西区寺尾西３丁目５番７号５
債務者　大橋　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５０号
新潟市西区寺地665番地５
債務者　管　　礼子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部